

議案第29号

西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年3月6日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成  
17年西海市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に、「日当の額の2分の1に相  
当する額及び同条例第11条に規定する宿泊料」を「宿泊費及び同条例第12条  
に規定する宿泊手当」に改め、同条第4項中「車賃」を「その他の交通費」に  
改める。

別表中「

市立学校	学校医	年額 (1校当たり)	児童生徒数	
			200名以上	201,600円
			50名～199名	179,200円

			49名以下	156,800円	
	学校歯科医	年額 (1校当たり)	児童生徒数 200名以上	179,200円	
			50名～199名	156,800円	
			49名以下	134,400円	
	学校薬剤師	年額 (1校当たり)		157,000円	
市立幼保連携型 認定こども園	学校医	年額	利用子ども数		
			200名以上	201,600円	
			50名～199名	179,200円	
				49名以下	156,800円
	学校歯科医	年額	利用子ども数		
			200名以上	179,200円	
50名～199名			156,800円		
			49名以下	134,400円	
学校薬剤師	年額		157,000円		
市立保育所	嘱託医	年額 (1保育所当たり)	基本額	69,000円	
			加算	乳幼児数×120円	

	嘱託歯科 医	年額  (1 保育所当 たり)	基本額 47,000 円  加算 乳幼児数×120 円
--	-----------	--------------------------	-----------------------------------

」を「

市立学校	学校医	年額  (1 校当 たり)	年額 224,000 円を 上限額とし、基本報酬 額 179,200 円に、人 数割報酬額 (担当する 小学校の全学年の児童 数又は中学校の全学年 の生徒数×100 円) を加 えた額
	学校歯科 医		
	学校薬剤 師	年額  (1 校当 たり)	157,000 円

」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- この条例による改正後の西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

新旧対照表

西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新		旧	
西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例		西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	
平成17年4月1日 西海市条例第39号		平成17年4月1日 西海市条例第39号	
第1条～第2条 (略) (費用弁償)		第1条～第2条 (略) (費用弁償)	
第3条 (略)		第3条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 各種委員が公務のため市内を旅行したときは、前項に掲げる職の区分に応じ、旅費条例第7条に規定する船賃、同条例第9条に規定する <u>その他の交通費</u> （以下「 <u>その他の交通費</u> 」という。）、同条例第10条に規定する <u>宿泊費及び同条例第12条に規定する宿泊手当</u> を費用弁償として支給する。ただし、日常的頻繁に市内における旅行を伴う業務を本務とする職については、必要に応じて、別に規則で定める額を支給し、かつ、この項に規定する旅費の一部を支給しないこととすることができる。		3 各種委員が公務のため市内を旅行したときは、前項に掲げる職の区分に応じ、旅費条例第7条に規定する船賃、同条例第9条に規定する <u>車賃</u> （以下「 <u>車賃</u> 」という。）、同条例第10条に規定する <u>日当の額の2分の1に相当する額及び同条例第11条に規定する宿泊料</u> を費用弁償として支給する。ただし、日常的頻繁に市内における旅行を伴う業務を本務とする職については、必要に応じて、別に規則で定める額を支給し、かつ、この項に規定する旅費の一部を支給しないこととすることができる。	
4 各種委員が当該居住する区域内（西海市西彼町、同市西海町、同市大島町、同市崎戸町又は同市大瀬戸町のいずれかの区域内をいう。）において公務のため旅行したときは、前項の規定にかかわらず、 <u>その他の交通費</u> に係る費用弁償を支給しない。		4 各種委員が当該居住する区域内（西海市西彼町、同市西海町、同市大島町、同市崎戸町又は同市大瀬戸町のいずれかの区域内をいう。）において公務のため旅行したときは、前項の規定にかかわらず、 <u>車賃</u> に係る費用弁償を支給しない。	
第4条～第5条 (略)		第4条～第5条 (略)	
別表（第2条関係） 執行機関としての各種委員会委員の報酬の表 (略)		別表（第2条関係） 執行機関としての各種委員会委員の報酬の表 (略)	
その他の各種委員等の報酬		その他の各種委員等の報酬	
職名	報酬の額	職名	報酬の額

(略)			
市立学校	学校医	<u>年額</u> (1校当たり)	<u>年額224,000円を上限額とし、基本報酬額179,200円に、人数割報酬額(担当する小学校の全学年の児童数又は中学校の全学年の生徒数×100円)を加えた額</u>
	学校歯科医		
	学校薬剤師	<u>年額</u> (1校当たり)	157,000円
(削除)			

(略)					
市立学校	学校医	<u>年額</u> (1校当たり)	<u>児童生徒数</u> 200名以上 <u>201,600円</u>		
			50名～199名 <u>179,200円</u>		
			49名以下 <u>156,800円</u>		
市立学校	学校歯科医	<u>年額</u> (1校当たり)	<u>児童生徒数</u> 200名以上 <u>179,200円</u>		
			50名～199名 <u>156,800円</u>		
			49名以下 <u>134,400円</u>		
市立幼保連携型 認定こども園	学校薬剤師	<u>年額</u> (1校当たり)	157,000円		
			学校医	<u>年額</u>	<u>利用子ども数</u> 200名以上 <u>201,600円</u>
					50名～199名 <u>179,200円</u>
49名以下 <u>156,800円</u>					
市立幼保連携型 認定こども園	学校歯科医	<u>年額</u>	<u>利用子ども数</u> 200名以上 <u>179,200円</u>		
			50名～199名 <u>156,800円</u>		
			49名以下 <u>134,400円</u>		

					学校薬剤師	年額	157,000円
(削除)				市立保育所	嘱託医	年額 (1 保育所当 たり)	基本額 69,000円 加算 乳幼児数×120 円
(略)					嘱託歯科医	年額 (1 保育所当 たり)	基本額 47,000円 加算 乳幼児数×120 円
備考 (略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第3条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。